参考資料

1 用語解説

あ行	
オープンスペース	建物が建てられていない空地部分のこと。本方針においては、主に民有地において、誰もが通行や休憩等の用に供することが可能な公開空地を指す。

か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
開発許可制度	都市計画法に基づき、都市計画区域における無秩序な市街化の防止と良好な環境を備えた市街地の形成を目的に、建築物の建築又は特定工作物の建設を行う土地の区画形質の変更などの開発行為を規制・誘導する制度のこと。
区域区分	都市計画法に基づく、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用する考え方のこと。
交通結節点	異なる交通機関や路線などを相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などが挙げられる。

さ行	
再開発促進地区	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、都市再開発方針に定める、市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区のこと。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、大気中の熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギーのこと。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域の区分の一つで、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域の区分の一つであり、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づく都心などの既成市街地整備の手法の一つであり、土地利用上や防災上の問題を抱えた市街地において、敷地の統合、共同建築物への建て替え、街路、公園などの公共施設やオープンスペースの確保により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業のこと。
シビックコア	魅力と賑わいのある都市の拠点となる地区を形成するため、関連する土地区画整理事業、市街地再開発事業などと整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物などの整備を総合的かつ一体的に実施する地区のこと。
集客施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物。
将来都市構造	都市計画マスタープランが示す都市計画の基本的理念や目標を実現するための都市を形づくる空間的な構造について、その特徴を表すもの。
西遠都市圏	浜松市を中心に、通勤や通学をはじめとする社会的、経済的な繋がりの強い磐田市、袋井市、湖西市、森町、新居町の４市２町からなる圏域のこと。（2007（平成 19）年時点）

総合計画	総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想のこと。
総合交通計画	交通渋滞、交通事故の多発、公共交通の衰退等の問題に対応するため、総合的な観点から各交通手段を一体的に捉え、目指す将来の交通の姿を実現するための長期にわたる計画のこと。
総合設計制度	建築基準法において、敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率や高さ等の制限を緩和する許可制度のこと。
創造都市	地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、その活動が新しい価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく都市。

た行	
大規模小売店舗法	消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とした法律のこと。平成 12 年廃止。
地域地区	都市計画法に基づく、土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとする都市計画のこと。
地区計画	都市計画法に基づく、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画のこと。
中心市街地	中心市街地活性化基本計画で指定した JR 浜松駅周辺のエリア。
低未利用土地	適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、有効利用されていない土地のこと。空き家、空き地、空き店舗、耕作放棄地などのほか、都心など土地の高度利用を図るべき地域における青空駐車場などがある。低未利用土地が増えることで、防犯・防災面の不安など生活環境への悪影響が懸念されている。
都市機能	都市のもつ商業・業務、医療、福祉、教育・文化、行政などの様々なサービス機能のこと。
都市機能増進施設	都市再生特別措置法に基づく、医療・福祉・商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。
都市機能誘導区域	都市再生特別措置法に基づく、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域のこと。
都市基盤	社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基幹的な施設のこと。都市計画においては、道路、公園・緑地、上下水道、河川等が該当する。
都市計画区域	都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地として指定した区域のこと。市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。
都市計画マスタープラン	都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園など）の配置方針を明らかにした、都市計画の基本的な方針。
都市的サービス	日常的に利用する身近な生活サービスに対し、より広域的な利用者を対象とした、教育、文化、商業、医療・福祉などの高次なサービスのこと。
都心	JR 浜松駅周辺の区域。

都心や拠点などへの役割や機能分担	都心には、商業・業務、教育・文化・行政などの都市機能が集積し、西遠都市圏の都市生活を支えるなど、広域圏における中心拠点としての役割、拠点には、一定の都市的サービスを提供する役割、または、身近な生活サービスを提供する役割を担っていること。
土地区画整理事業	「土地区画整理法」に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。
土地利用計画制度	住宅、店舗、事務所、工場など、競合するさまざまな土地利用を秩序立て、効率的な都市活動の増進、優れた環境の保護、特色ある街並みの形成などを図ることを目的としてまちづくりのルールを定めるもの。

は行	
浜松市総合計画	浜松市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想。
浜松市土地利用方針	浜松市都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向け、地域地区制度や開発許可制度など、都市計画法に基づく土地利用計画制度の運用方針を定めるもの。

ま行	
みどり	公園や道路の樹木や草花、市内に点在する松林や樹林地、住宅地の庭や生垣などに加え、木材や農産物の生産の場である天竜の森林や郊外に広がる農地、遠州灘・浜名湖・天竜川・市内を流れる中小河川などの水環境を含んだ多様な自然的環境のこと。本計画では、幅広い概念として「みどり」と表現している。
や行	
誘導施設	立地適正化計画に定める、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設のこと。
容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。
容積率緩和制度	公共施設の整備、公開空地の確保等を伴う個別の優良プロジェクト等について、容積率の制限についての緩和の特例により、個々の実情に応じた土地利用と良好な市街地環境の形成が可能な制度です。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、目指すべき都市の将来像を見据え、市街地の類型に応じた建築規制を行う 13 種類の典型的な地域の総称。建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの制限により、土地利用に応じた環境が確保される。

ら行	
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づく、都市計画区域内の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画のこと。

英数字	
ＭＩＣＥ	Meeting（企業などの会議）、Incentive Travel（報奨・研修旅行）、Convention（国際機関・団体、学会などが行う国際会議）、Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント）の頭文字からなる語。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。